

## 新たな公園活用に向けた試行実施支援等業務委託に関する質問・回答

※質問内容はいただいた原文のまま掲載しています。

番号	質問箇所	質問内容	回答
6	募集要項 p3 2-1(1) 中間支援	中間支援のための屋台等の物品の製作は可能か	可能ですが、大阪市公園条例に規定する占有許可及び行為許可の申請が必要です。